

事務連絡
令和3年3月29日

各
〔 都道府県
指定都市
中核市 〕
障害児支援主管部（局） 御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

令和3年4月以降の5領域11項目の調査等に係る調査方法等について

障害保健福祉行政の推進につきましては、日頃より御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定においては、児童発達支援、医療型児童発達支援及び放課後等デイサービスにおいて、ケアニーズが高い障害児に支援を行ったときの加算として、「個別サポート加算（I）」を創設することとしました。

これらの対象児童は、

- ・ 児童発達支援（医療型児童発達支援を含む。以下同じ。）については、通所給付決定時に実施する5領域11項目の調査
- ・ 放課後等デイサービスについては、現行の基本報酬区分を分ける上での指標に係る調査

と同様の調査項目により決定することとしています。

また、これらの調査項目については、各項目の選択の際にできる限りばらつきが生じないように、従来の調査票について、選択肢の表記や判断基準の一部を見直し、解釈と具体例をお示しすることとしました。

そこで、令和3年4月以降の通所給付決定事務に当たっての「個別サポート加算（I）」に係る具体的な調査方法等について、下記のとおりお示しします。

都道府県におかれては、御了知の上、市町村（指定都市及び中核市を除く。以下同じ。）に周知をお願いいたします。

記

1 通所給付決定時に行う調査の改定内容

令和3年度報酬改定に伴う通所給付決定時に行う調査の変更点は以下のとおり。

	改定前（3月まで）	改定後（4月以降）
通所給付決定時	5領域11項目の調査	同左
放課後等デイサービスに係る報酬の決定時	【基本報酬区分決定のための判定】 指標に係る調査	【個別サポート加算（I）の判定】 就学児サポート調査 ※ 従来の指標に係る調査の選択肢の表記等を一部見直し。 ※ 調査の留意事項を明記。
児童発達支援に係る報酬の決定時	なし	【個別サポート加算（I）の判定】 乳幼児等サポート調査 ※ 通所給付決定時の「5領域11項目」の調査とは一部判断基準が異なる。（下記参照）

2 児童発達支援に係る「乳幼児等サポート調査」について

児童発達支援における個別サポート加算（I）の対象児童は、通所給付決定時に実施してきた5領域11項目の調査（以下「給付決定時調査」という。）と同様の項目の「乳幼児等サポート調査」（別表1）により決定することとした。

ただし、「乳幼児等サポート調査」は、純粹に児童発達支援における当該障害児への介助等のサポートの必要量を把握する趣旨であることから、給付決定時調査と異なり、各項目を判定する上で、「※通常の発達において必要とされる介助等は除く。」という考え方は用いず、通常の発達の範囲内かどうかを問わずに純粹に介助等の要否を付けるものとした（なお、給付決定時調査は、障害児通所支援等の必要性を判定するものであることから、従来どおり「※通常の発達において必要とされる介助等は除く。」という従来の考え方を引き続き用いるものとする）。

この点は、調査項目の選択肢を選ぶ上で重要な違いとなるため、市町村におかれては、調査を実施する者に対して、特に周知徹底をお願いしたい。

3 放課後等デイサービスに係る「就学児サポート調査」について

放課後等デイサービスにおける個別サポート加算（I）の対象児童は、これまで、基本報酬区分を分ける上で用いてきた指標に係る調査（以下「基本報酬区分調査」という。）と同様の項目の「就学児サポート調査」（別表2）により決定することとした。

なお、基本報酬区分調査については、自治体等により調査項目の選択にばらつきが大きいとの指摘があることから、就学児サポート調査では、別表2のとおり、留意事項をお示しするとともに、調査項目に係る選択肢について、「支援が不要」、「支援が必要な場合がある」、「常に支援が必要」に統一した。

4 通所給付決定時における効率的な調査について

給付決定時調査と、乳幼児等サポート調査又は就学児サポート調査は、同一又は類似の項目に係る調査となることから、保護者の負担等を考慮し、一度に実施することが効率的である。

そこで、このような調査方法が可能となるよう、別紙の調査票様式をお示しする。当該様式を活用し、効率的な調査をお願いする。

5 新たな判定基準に基づく調査について

(1) 令和3年4月以降の調査について

令和3年4月1日以降の給付決定に際しては、個別サポート加算（I）の対象児童であるかどうかの判定のため、別表1及び別表2の留意事項に基づく「乳幼児等サポート調査」、「就学児サポート調査」の実施をお願いします。ただし、市町村において給付決定時調査等を行う者への伝達等に一定の期間を必要とすることも想定されることから、令和3年4月末日までを目処に、加算の対象について、以下のとおり判定することも差し支えない。

- 児童発達支援については、現に実施している給付決定時調査の結果を踏まえ、加算の対象かどうかを決定する。
- 放課後等デイサービスについては、現に実施している基本報酬区分調査を引き続き実施し、当該調査結果をもって加算の対象かどうかを決定する。

(2) 令和3年3月までに調査を行った障害児について

令和3年3月までに、従来の調査方法に基づき調査を行った障害児について、4月に、別表1又は別表2の留意事項に基づく調査を一律に行うことは、保護者の負担が生じることから、必ずしも求めるものではない。

こうした障害児については、「障害児通所支援等に係る令和3年度障害福祉サービス等報酬改定に伴い4月までに対応をお願いする事務等について」（令和3年2月19日付け事務連絡）のとおり、従来の給付決定時調査や指標の調査等の結果により、個別サポート加算（I）の対象児童を判定することが可能であることを改めて申し添える。

【本件担当】

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
障害児・発達障害者支援室 障害児支援係

TEL：03-5253-1111（内線 3037, 3102）

FAX：03-3591-8914

E-mail：shougaijishien@mhlw.go.jp